（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百五十三人以内を置く。

2　［略］

（国税査察官）

第四百十三条　査察課に、国税査察官三十一人以内を置く。

2　［略］

（税務大学校に置く部等）

第四百二十八条　税務大学校に、次の二課及び三部並びに教授百十一人以内、教育官七十四人以内、総務主事一人、学務主事三人及び副主事二人を置く。

総務課
教務課
研究部
総合教育部
専門教育部

（地方研修所の所掌事務）

第四百三十九条　［略］

2　地方研修所に、主幹一人、幹事十二人以内、主任教育官九人以内、総務主事八人以内及び教育官百七十二人以内を置く。

（国税局に置く部）

第四百四十三条の二　国税局に、次の表に掲げる部を置く。

名称	設置する部名
札幌国税局	総務部　課税部　徴収部　調査査察部
仙台国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査査察部
関東信越国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査査察部
東京国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査第一部　調査第二部　調査第三部　調査第四部　査察部
金沢国税局	総務部　課税部　徴収部　調査査察部
名古屋国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査部　査察部
大阪国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査第一部　調査第二部　査察部
広島国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査査察部
高松国税局	総務部　課税部　徴収部　調査査察部
福岡国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査査察部
熊本国税局	総務部　課税部　徴収部　調査査察部

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百四十九人以内を置く。

2　［同上］

（国税査察官）

第四百十三条　査察課に、国税査察官二十九人以内を置く。

2　［同上］

（税務大学校に置く部等）

第四百二十八条　税務大学校に、次の二課及び三部並びに教授百十一人以内、教育官四十九人以内、総務主事一人、学務主事三人及び副主事二人を置く。

総務課
教務課
研究部
総合教育部
専門教育部

（地方研修所の所掌事務）

第四百三十九条　［同上］

2　地方研修所に、主幹一人、幹事十二人以内、主任教育官九人以内、総務主事八人以内及び教育官百九十六人以内を置く。

（国税局に置く部）

第四百四十三条の二　国税局に、次の表に掲げる部を置く。

名称	設置する部名
札幌国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査査察部
仙台国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査査察部
関東信越国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査査察部
東京国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査第一部　調査第二部　調査第三部　調査第四部　査察部
金沢国税局	総務部　課税部　徴収部　調査査察部
名古屋国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査部　査察部
大阪国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査第一部　調査第二部　査察部
広島国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査査察部
高松国税局	総務部　課税部　徴収部　調査査察部
福岡国税局	総務部　課税第一部　課税第二部　徴収部　調査査察部
熊本国税局	総務部　課税部　徴収部　調査査察部